

公的社会教育の復活

社会教育法 抜粋

第5章 公民館

(公民館の基準)

第23条の2

文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定める

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する

3 主事は、官庁の命を受け、公民館の事業の実施にあたる

第28条 公民館の館長、主事、その他必要な職員は当該市町村の教育委員会が任命する

(公民館の職員の研修)

第28条の2

(公民館運営審議会)

第29条

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の気化器実施につき調査審議するものとする

(運営状況に関する評価基等)

第32条

(運営の状況に関する情報提供)

第32条の2

運営状況に対する積極的な情報提供。

公的社会教育復活へ

社会教育は、大学で専門の教育科目を履修し、社会教育主事、図書館司書、ないし学芸員の資格を有したものがたずさわる公的な教育活動です。

しかしながら、公民館現場には、一人も有資格者はおらず、教育委員会に一人任命社会教育主事が、交付税の関係で配置されておりますが、なんの教育権限も認められていない、生涯学習部の執行権限者である。

現在、管理職ですら、教育経験者ではありません。

ですので、現状では、きちんとした社会教育論は議論できる状態ではありません。

過去に何度も、専門職配置を議会でも議論されてはいますが、当局は努力します、という答弁で、とうとう専門職配備はいなくなりました。

監査からも専門職配備について何度も指摘されています。

社会教育論が議論されないまま、進められたのが、大久保の施設再生計画です。

業者との協定では、教育委員会の教育事業と施設管理業務がきちんと分けられ、役割分担されていますが、

実際は、SPCの施設管理業務の指定管理業務に丸投げの状態です。

このような、一般行政の委託手法で、残った公民館も指定管理委託しようとしています。

生涯学習を支援するということ

「社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」（「教育基本法第12条」）わけである。

つまり法的には社会教育行政は学習支援をしなければならないことになる。

これまで社会教育行政は、社会教育施設の設置や、学級・講座の開設等による学習機会の提供、趣味・教養・スポーツ・レクリエーション等の文化活動やスポーツ活動の奨励、社会教育関係団体の行う活動や研修等の指導、助言等を通して広く民間の学習活動を支援してきた。

これらは全て学習支援と呼ぶことができる。

しかし、施設等のハード的側面ではなく、「学習の質、成果を高める」「学習を通じて人と人とをつなぐ」「学習によって意識と行動が変化する」ための支援に主眼を置きたい。

公民館事業は、その運営指針については、公民館運営審議会で諮問答申されて、事業計画がなされます。

私たちが現役のころ、公民館の本来業務は、教育委員会（専門職員）、施設管理は、やむを得なく指定管理委託することを受け入れましたが、菊田公民館を退職された佐々木館長以後は、この答申を無視したかたちで、新習志野公民館を指定管理にしました。

しかしながら、契約条件に、専門職員、有資格者の配属を条件にしましたので、今のところいまの業者が請け負っていますが、公民館の運営は、いまや民間のカルチャーセンターです。

公民館事業の課題について

学校教育の課題や家庭教育、さらに社会教育の現代的な課題のリカレント教育、文化振興、文化財保全などの活動が出来ておりません。

そのほか、

各館の地区学習圏活動の指導、助言、支援

サークル・団体研修、支援

職員研修（学習プログラムづくり、館長会・主事部会、県公連、国社研、）

（社会教育事業体系 参照）

習志野の文化振興の根底にあるのが、公民館等の公的社会教育体制です。

あらためて、社会教育の目的・理念を申し上げますが、

社会教育法第20条 目的、事業が規定されています。

一定杭域内の住民に対し、芸術及び文化に関する事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情緒の純化、生活文化の振興、社会福祉の増資に寄与することを目的とする。

社会教育における教育的な陶冶（学習）、すなわち、学習というのは、「人間が、意識・態度・行動等を変容させること、新しい知識・技術が獲得されること」として捉え、教育を「人間の十分な成長・発達を企図する、人間の意図的な営み」という、何らかの好ましい価値を媒介とした関係として把握・認識することが重要です。

こういう認識を持った職員が配備され、関わるのが、社会教育体制の原理です。

習志野は、50年にわたりこの社会教育体制を推進してきたのですが、大久保の施設再生計画、生涯学習複合施設と銘打って、条例整備をしていますが、図書館や公民館は、国の運営基準を満たすものではなく（認可を受けられない）公的な社会教育ではない、カルチャーセンターを志向しています。

いろいろ、言いましたが、公的社会教育をきちんと維持していくような方向で、議会で、議論していくことを、よろしくお願いします。

正直なところ、今期、議会でも、公的な社会教育について議論されたことはないし、当の教育委員会も一般行政におされ、即ち、専門職員がいないがため、議論できないのが現実です。

以前は、辰巳議員さんや宮内さん等は、教育委員会に対し、きちんと責任を果たすよう、市長部局も教育委異会の要請をきくように、取り計らってくれました。 ← OB職員の佐藤りえさん、三浦さん、文部省の参議官の上条さん、元教育長の～松盛さん、有資格OB職員等、多くの専門の先生がいらっしゃいました。千葉大をはじめ、社会教育研究機関、県公連、国社研、等の強い支援をいただいて、習志野の社会教育は推進されてきました。

社会教育経営論

「社会教育主事」の資格を取得するための随一のテキスト
令和2年度からの必修科目(※社会教育主事講習等規程に定める科目)に
対応しての発刊です!

本書のポイント

◆社会教育行政の経営戦略を中心に、社会教育行政と地域活性化
学習課題の把握、広報戦略、地域人材の育成
学習成果の評価・活用、地域ネットワークの形成
社会教育施設の経営戦略で構成。

多様な主体と連携・協働を図りながら、住民の学習成果を地域課題の解決等につなげていくための知識と技能が身に付きます。

◆社会教育主事講習,大学・短大の社会教育主事養成課程のテキストとして
また,都道府県・市区町村の社会教育関係職員ほか社会教育活動に携わる
すべての方々に必携の参考書としても広くご利用になれます。

◆社会教育主事講習/養成課程の修了者は「社会教育士」と称することができるようになりました!

今後,一層の活躍が期待される注目の資格です。

目次

- 第1章 社会教育行政と地域活性化
- 第2章 社会教育行政の経営戦略
- 第3章 社会教育の現状把握と広報戦略
- 第4章 社会教育における地域人材の育成
- 第5章 学習成果の評価と活用の実際
- 第6章 社会教育を推進する地域ネットワークの形成
- 第7章 社会教育施設の経営戦略

生涯学習支援論

本書のポイント

◆住民の自立と地域社会への参画意欲を喚起するために求められる
ファシリテーション技法をはじめ,学習者の多様な特性についての理解
学習プログラムの企画・実施,学習支援に関する様々な方法などが身に付きます。

◆社会教育主事講習,大学・短大の社会教育主事養成課程のテキストとして
また,都道府県・市区町村の社会教育関係職員ほか社会教育活動に携わる
すべての方々に必携の参考書としても広くご利用になれます。

◆社会教育主事講習/養成課程の修了者は「社会教育士」と称することができるようになりました!今後,一層の活躍が期待される注目の資格です。

目次

- 第1章 学習者の特性に応じた学習支援（社会教育における学習支援の原理；成人期の理解と学習；特別な支援を）
- 第2章 効果的な学習支援方法（学習者理解と学習相談；学習支援の方法・形態）
- 第3章 学習プログラムの編成（学習プログラムの設計・運営；学習プログラム編成の視点）
- 第4章 参加型学習の実際とファシリテーション（学習支援方法としての参加型学習；参加型学習とファシリテーション；参加型学習の手法とファシリテーション）